

# 中小企業のための 法務講座



## 香港における M&A

全世界経済一体化の流れのなか、近年ますますM&Aが増加しています。それを受けて、中国ではここ10年間、M&Aに関する法律が次々と整備されてきています。一方、香港においては、M&Aの法的意味については規定されていない状況です。このような状況下で、香港におけるM&Aは、どのように行われているのでしょうか。

全世界経済一体化の流れに分けられます。香港の会社法において、私会社と公会社との違いは、M&Aの法的意味については規定されていない状況です。このような状況下で、香港におけるM&Aは、どのように行われているのでしょうか。

何の規制も受けることなくM&Aを行うことができるのです。M&Aのターゲットとなるのは、①会社そのもの、②会社のビジネス、③会社の資産、です。例えば、保険、消費者金融、クレジットカードなどを手掛けるA社があったとします。同じく保険ビジネスに進出したB社があり、A社に興味がある場合、B社には以下の選択肢があります。

①A社を買収する。(つまり、A社の株を取得する) ②A社の保険ビジネスについてのみ譲り受ける。③A社の保険ライセンス、ノウハウ、顧客リストについて譲り受ける。

④秘密保持契約書(NDA) 秘密保持契約書(NDA)は、M&Aについて、全ての情報を一切他の人に漏らすなことを約束する文書です。場合によっては、買手を守るために、特定の期間、売り手が他の買手との連絡を禁止されることも多くあります。

⑤ディスクロージャー・レポート 買主は、弁護士や会計士に、対象企業および、その所有する不動産やビジネスについて、徹底的に調査を行わせ、レポートを作成させます。

⑥取引日 売買契約書に記載された取引日に、買主が現金や株の交換などによって支払いをし、売主が株の譲渡書類や会社の対象資産やそれに関連する書類を買主に手渡しすることによってM&Aは終了します。

M&Aについての法律は「公開会社」と「私会社」

香港では、おおむね会社は「公開会社」と「私会社」

上場会社でない場合には、

①基本合意書／了解覚書(MOU)

②デューデリジェンス質問とレポート

③秘密保持契約書(NDA)

④売買契約書

⑤ディスクロージャー・レポート

⑥取引日

⑦上場企業以外のM&A

⑧上場企業以外のM&A

⑨上場企業以外のM&A

⑩上場企業以外のM&A

⑪上場企業以外のM&A

本合意書と了解覚書は、相手方とのM&Aに興味はあるけれど、具体的な契約にはまだ至らない段階です。話し合いの結果、通常4カ月から半年、条件が折り合わない場合には、M&Aの話はなかったことになり、秘密保持と他の書類からは、秘密保持と他の買収希望者との連絡禁止以外の法律義務は生じません。

秘密保持契約書(NDA)は、M&Aについて、全ての情報を一切他の人に漏らすなことを約束する文書です。場合によっては、買手を守るために、特定の期間、売り手が他の買手との連絡を禁止されることも多くあります。

ディスクロージャー・レポート 買主は、弁護士や会計士に、対象企業および、その所有する不動産やビジネスについて、徹底的に調査を行わせ、レポートを作成させます。

秘密保持契約書(NDA) 秘密保持契約書(NDA)は、M&Aについて、全ての情報を一切他の人に漏らすなことを約束する文書です。場合によっては、買手を守るために、特定の期間、売り手が他の買手との連絡を禁止されることも多くあります。

このシリーズは月1回掲載します

### 筆者紹介

ANDY CHENG  
 弁護士 アンディチエン法律事務所代表  
 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能  
 www.andysolicitor.com  
 info@andysolicitor.com

